

福岡県公報

平成十八年九月二十七日
第二千五百八十八号
増刊 ①

目次

規則(第七十五号)

○福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (保健福祉課) ……………一

告示(第千八百六十三号・第千八百六十四号) (水産振興課) ……………一

○漁業共済の加入区の設定の一部変更 (水産振興課) ……………一

○漁業共済の加入区の設定の一部変更 (水産振興課) ……………二

規則

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年九月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七十五号

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(平成二年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「療養・介護資金」を「療養・介護等資金」に改める。

第三条の表低所得世帯の項中「療養・介護資金」を「療養・介護等資金」に改め、同表障害者世帯の項中「受けている者」の下に「(療養・介護等資金の介護等費において

は、これと同程度と認められる者を含む。)」を加え、「及び住宅資金」を「住宅資金及び療養・介護等資金」に改め、同表高齢者世帯の項中「療養・介護資金」を「療養

・介護等資金」に改める。

第八条中「療養・介護資金」を「療養・介護等資金」に、「介護費」を「介護等費」に改める。

別表福祉資金の項中「八十万円」を「百二十万円」に改め、同表療養・介護資金の項を次のように改める。

療養費	療養期間が一年を超えない場合 百七十万円 療養期間が一年を超える場合 二百三十万円	療養サービス受給期間又は障害福祉サービス等受給期間が一年を超えない場合 百七十万円 介護サービス受給期間又は障害福祉サービス等受給期間が一年を超える場合 二百三十万円	最終の貸付けの日から六月以内	五年以内
療養・介護等資金	療養費	介護等費		

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は、平成十八年四月一日以降の申請に係る貸付資金について適用する。

告示

福岡県告示第千八百六十三号

漁業共済の加入区の設定(平成八年十二月福岡県告示第二千二百六十二号)の一部を次のように変更し、平成十八年七月一日から適用することとしたので、漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十三号)第十五条第三項において準用する第七条第三項の規定により公示する。

平成十八年九月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

表中

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷 福岡市博多区東比恵二丁目九番一號
九州チユーエツ株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)

かき椎田町加入区	かき椎田町加入区	かき宇島加入区	かき八屋加入区	かき西八田加入区	かき西八田加入区	かき八屋加入区	かき宇島加入区
豊築漁業協同組合が行使する かき養殖に係る区画漁業権の 水域のうち 旧椎田町漁業協同組合の区画 漁業権の水域	椎田町漁業協同組合が行使す るかき養殖に係る区画漁業権 の水域	豊築漁業協同組合が行使する かき養殖に係る区画漁業権の 水域のうち 旧宇島漁業協同組合の区画漁 業権の水域	豊築漁業協同組合が行使する かき養殖に係る区画漁業権の 水域のうち 旧八屋漁業協同組合の区画漁 業権の水域	豊築漁業協同組合が行使する かき養殖に係る区画漁業権の 水域のうち 旧西八田漁業協同組合の区画 漁業権の水域	西八田漁業協同組合が行使す るかき養殖に係る区画漁業権 の水域	八屋漁業協同組合が行使する かき養殖に係る区画漁業権の 水域	宇島漁業協同組合が行使する かき養殖に係る区画漁業権の 水域
かき養殖業	かき養殖業	かき養殖業	かき養殖業	かき養殖業	かき養殖業	かき養殖業	かき養殖業

に改める。

を

に、

を

福岡県告示第千八百六十四号

漁業共済の加入区の設定(平成八年十二月福岡県告示第千二百六十三号)の一部を
次のように変更したので、漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第百九十三号)
第十八条の五第四項において准用する第七条第三項の規定により公示する。

平成十八年九月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

表中

特定のり宇島加入区	宇島漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり宇島加入区	豊築漁業協同組合の地区のうち 旧宇島漁業協同組合の地区	のり養殖業

を

に改める。